



平成 26 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ブロードリーフ  
代表者名 代表取締役社長 大山 堅司  
(コード：3673、東証一部)  
問合せ先 執行役員経営企画室長 羽生 武史  
(TEL. 03-5781-3100)

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 27 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 459 条第 1 項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得及び具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置付けており、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。平成 25 年 12 月期においては、1 株あたり 20 円の年間配当を実施しており、平成 26 年 12 月期につきましても 1 株あたり 20 円の年間配当金を予定しております。

このような状況の下、当社は、平成 26 年 8 月下旬頃、当社の取引先であり第 2 位株主（平成 26 年 6 月 30 日現在）である株式会社オートバックスセブン（以下「オートバックスセブン」といいます。）より、同社の保有する当社普通株式（本日現在 2,394,500 株、平成 26 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数 26,220,700 株に対する割合（以下「保有割合」といいます。）9.13%（小数点以下第三位を四捨五入。保有割合の計算において、以下同じとします。））の一部売却の可能性について検討したい旨の連絡を受けました。

当社はこれを受け、平成 26 年 9 月上旬より、仮にオートバックスセブンの保有する当該普通株式が一時的にまとまった数量で市場に放出された場合に生じ得る当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当社が当該株式を自己株式として取得することについて検討を開始しました。かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株あたり当期純利益（EPS）や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、かかる自己株式の取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社の現金及び預金の額（平成 26 年 6 月 30 日現在で約 101 億円）に鑑みれば、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく財務の健全性及び安定性を維持出来ると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、オートバックスセブン以外の株主にも応募の機会を提供できる点で、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社

外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

上記検討を経て、当社は、平成 26 年 9 月中旬、オートボックスセブンに対して、当社普通株式の市場価格を基礎として、一定期間の株価変動を考慮した過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び最新の株価を反映していると考えられる直前終値を勘案し、一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、応募を検討する旨の回答を得られました。かかる回答を受け、当社とオートボックスセブンは、本公開買付けを実施する場合のスケジュールについて協議を行いました。

その後、当社は、平成 26 年 11 月 26 日に、同日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値 1,609 円に対して 9.94%（小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウント率の計算において、以下同じとします。）のディスカウントを行った価格である 1,449 円を本公開買付け価格とすることをオートボックスセブンに提案したところ、同年 11 月 27 日、オートボックスセブンより、当社が本公開買付けの決議をした場合には保有する当社普通株式 2,394,500 株（保有割合 9.13%）のうち、1,194,500 株（保有割合 4.56%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成 26 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年 11 月 27 日の前営業日（同年 11 月 26 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,609 円に対して 9.94%のディスカウントを行った価格 1,449 円とすること、加えて、本公開買付けにおいて、オートボックスセブン以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、1,300,000 株（保有割合にして 4.96%）を買付予定数の上限とすることを決議いたしました。

当社は、オートボックスセブンより、平成 26 年 11 月 27 日付で公開買付けに関する応募同意書（以下「応募同意書」といいます。）を受け入れております。応募同意書において、オートボックスセブンは、保有する当社普通株式 2,394,500 株（保有割合 9.13%）のうち、1,194,500 株（保有割合 4.56%）を本公開買付けに応募する旨の誓約をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在せず、本公開買付けに応募しない当社普通株式 1,200,000 株（保有割合 4.58%）については、当面は保有する意向であると伺っております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	1,300,100 株（上限）	1,883,844,900 円（上限）

(注 1) 発行済株式総数 26,220,700 株（平成 26 年 10 月 31 日現在）

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 4.96%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注 3) 取得する期間 平成 26 年 11 月 28 日（金曜日）から平成 27 年 2 月 27 日（金曜日）まで

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議	平成 26 年 11 月 27 日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	平成 26 年 11 月 28 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	平成 26 年 11 月 28 日（金曜日）

④ 買付け等の期間	平成26年11月28日（金曜日）から 平成26年12月26日（金曜日）まで（20営業日）
-----------	---

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,449円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

上記検討を経て、当社は、平成26年9月中旬、オートバックスセブンに対して、当社普通株式の市場価格を基礎として、一定期間の株価変動を考慮した過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び最新の株価を反映していると考えられる直前終値を勘案し、一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、応募を検討する旨の回答を得られました。

その後、当社は、平成26年11月26日に、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,609円に対して9.94%のディスカウントを行った価格である1,449円を本公開買付け価格とすることをオートバックスセブンに提案したところ、同年11月27日、オートバックスセブンより、当社が本公開買付けの決議をした場合には保有する当社普通株式2,394,500株（保有割合9.13%）のうち、1,194,500株（保有割合4.56%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年11月27日開催の当社取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年11月27日の前営業日（同年11月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,609円に対して9.94%のディスカウントを行った価格1,449円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格である1,449円は、本公開買付けの実施を決議した平成26年11月27日の前営業日（同年11月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,609円から9.94%、同年11月26日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,688円（小数点以下を四捨五入）から14.16%、同年11月26日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,721円（小数点以下を四捨五入）から15.80%を、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置付けており、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。平成25年12月期においては1株あたり20円の年間配当を実施しており、平成26年12月期につきましても1株あたり20円の年間配当金を予定しております。

このような状況の下、平成26年8月下旬頃、当社の取引先であり第2位株主であるオートバックスセブンより、同社の保有する当社普通株式（2,394,500株、保有割合9.13%）の一部売却の可能性について検討したい旨の連絡を受けました。

当社はこれを受け、平成26年9月上旬より、仮にオートバックスセブンの保有する当該普通株式が一時的にまとまった数量で市場に放出された場合に生じ得る当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当社が当該株式を自己株式として取得することについて検討を開始しました。かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することは、当社の1株あたり当期純利

益（EPS）や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、かかる自己株式の取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社の現金及び預金の額（平成 26 年 6 月 30 日現在で約 101 億円）に鑑みれば、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく財務の健全性及び安定性を維持出来ると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、オートボックスセブン以外の株主にも応募の機会を提供できる点で、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

上記検討を経て、当社は、平成 26 年 9 月中旬、オートボックスセブンに対して、当社普通株式の市場価格を基礎として、一定期間の株価変動を考慮した過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び最新の株価を反映していると考えられる直前終値を勘案し、一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、応募を検討する旨の回答を得られました。

その後、当社は、平成 26 年 11 月 26 日に、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,609 円に対して 9.94%のディスカウントを行った価格である 1,449 円を本公開買付け価格とすることをオートボックスセブンに提案したところ、同年 11 月 27 日、オートボックスセブンより、当社が本公開買付けの決議をした場合には保有する当社普通株式 2,394,500 株（保有割合 9.13%）のうち、1,194,500 株（保有割合 4.56%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成 26 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年 11 月 27 日の前営業日（同年 11 月 26 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,609 円に対して 9.94%のディスカウントを行った価格 1,449 円とすることを決議いたしました。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,300,000 株	一株	1,300,000 株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数（1,300,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,300,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

1,906,700,000円

※ 買付予定数(1,300,000株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公開買付開始公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日

平成27年1月27日(火曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について(※)

- (i) 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

- (ii) 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

- (iii) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成26年12月26日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(※) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、当社の第2位株主（平成26年6月30日現在）であるオートボックスセブンより、平成26年11月27日付で応募同意書を受け入れております。応募同意書において、オートボックスセブンは、保有する当社普通株式2,394,500株（保有割合9.13%）のうち、1,194,500株（保有割合4.56%）を本公開買付けに応募する旨の誓約をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在せず、本公開買付けに応募しない当社普通株式1,200,000株（保有割合4.58%）については、当面は保有する意向であると伺っております。

(参考) 平成26年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	26,125,239株
自己株式数	95,461株

以 上